○総務省令第二号
財務省令

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎

国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令（平成十六年総務省財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）及び不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、水銀等の貯蔵に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭
防衛大臣　岩屋　毅

水銀等の貯蔵に関する省令の一部を改正する省令

水銀等の貯蔵に関する省令（平成二十七年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。